

商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)

	改 正 後	現 行
(労働契約の取扱いに関する措置)	<p>第五条 会社法(平成十七年法律第八十六号)の規定に基づく会社分割に伴う労働契約の承継に関しては、会社分割をする会社は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(平成十二年法律第二百三号)第二条第一項の規定による通知をすべき日までに、労働者と協議をするものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第五条 この法律による改正後の商法及び有限会社法の規定に基づく会社の分割に伴う労働契約の承継に関しては、分割をする会社は、分割計画書又は分割契約書を本店に備え置くべき日までに、労働者と協議をするものとする。</p> <p>2 (略)</p>